

（ 令 7 . 5 . 2 9  
活 2 - 6 ）

令和7年5月29日

税制調査会会長 翁 百合 様

活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合

座長 佐藤 英明 様

税制調査会特別委員 土居丈朗

(慶應義塾大学経済学部教授)

### 意見書

税制調査会を所用により欠席しますので、書面にて下記の通り意見を述べます。

#### 記

物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策の検討について、次の5点について、私見を申し上げたい。

#### (1) 税制における物価調整はタイムリーでなければならないというわけではない

物価上昇期に、税制において控除額等が定額であると、実質的な税負担に影響が生じる。ただ、制度は須らく、物価上昇と即時連動して改めなければならないというものではない。現に、公的年金給付において、年金額改定は毎年度行われ物価スライドが導入されているが、前年の消費者物価上昇率が反映されるものであって、当年度の消費者物価上昇率の見込みが反映されているわけではない。つまり、物価上昇の反映にはタイムラグが伴う。

そもそも、統計の集計には時間を要するわけで、物価上昇と即時に連動させることは困難である。また、統計指標の動向についても、趨勢的なものか一時的なものかを見極める必要がある。税制における控除額は、一過性で終わる物価の動きに左右されるべきではない。

また、所得税制において控除額等を即時に物価連動させようとする、その都度、源泉徴収義務者に税額計算のシステム改修等で協力を求めなければならず、煩雑な事務負担等が生じかねない。

したがって、税制において物価調整を行う際には、統計指標の動向を見極めることや事務負担への影響を勘案する必要があることを踏まえ、本会合の資料（活2-2）の「考えられる具体的な物価調整のイメージ」にあるイメージ2やイメージ3のような形で行われることが望ましい。

## **(2) 物価調整は物価下落時にも行わなければならない**

物価調整は、定額の控除額等について、実質価値をできる限り維持することを狙いとしている。それを踏まえると、物価上昇時に都合よく物価調整するが、物価下落時には調整しないということでは、その狙いから外れて不整合である。物価下落時にも物価調整を行わなければならない。

年金額改定においても、物価下落時には給付額をそれだけ引き下げている。

## **(3) 物価調整は機械的にかつ自動的に行うべきである**

税制において、物価調整を恣意的に行ってはならない。恣意的に物価調整を行う税制改正を実施すれば、それは政策的配慮から実施したのか、実質価値を維持するために行ったのかを峻別できない。

物価調整を行うならば、事前に定めた算式に基づいて機械的に行うとともに、調整する時期は要件を満たしたところで自動的に行うべきである。物価調整に人為的な政策判断が伴えば、恣意的な物価調整に成り下がる。

年金額改定においても、そのように物価調整を実施している。ただし、税制において、公的年金にかつてあった「特例水準」の二の轍を踏んではならない。

## **(4) 基礎控除の意味を今日的に問い直し、真に意味のある部分だけを物価連動させる**

基礎控除の現在の金額は、少なくとも経済学的には意味を見出すことができない。国民の現実的な生活水準を反映した金額とはいえ、(良し悪しは不問として) 控除にまつわる政策的配慮も累次の税制改正において施されてきた。

基礎控除の金額の設定については、政策的配慮を含む部分と、基礎控除として真に意味を持つ部分を峻別して、後者について物価調整させることが望ましい。そのためには、基礎控除について、今日的な意味を問い直す必要がある。

## **(5) 物価調整を行うならば、税制だけでなく歳出側も同時に行うべきである**

物価上昇時に、税制だけ物価調整を行い実質的な税負担の調整を行うならば、歳出側についても同時に行うべきである。歳出側にも、例えば社会保障制度における自己負担額が定額となっているものがある。物価調整を税制だけ行い、歳出側で行わないならば、税収は物価調整されない分増えないが、歳出側では自己負担額が実質的に減っている分支出額が増えることになり、収支が釣り合わないことになる。

以上